

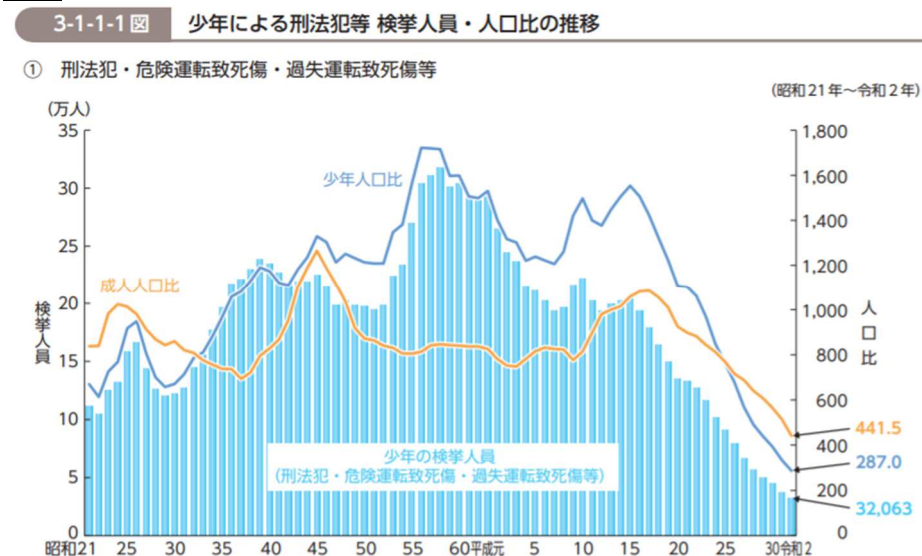
少年非行の概要（2020年 犯罪白書2021年版より）

2022年1月11日作成

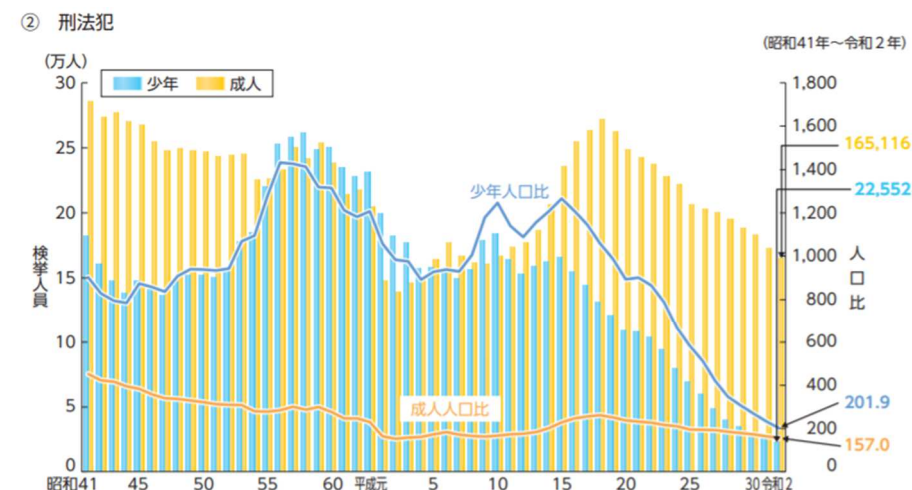
1 少年刑法犯の検挙人員

少年非行の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年刑法犯の検挙人員をまとめた図1をみよう。

図1（犯罪白書 2021 年版 3-1-1-1 図）少年による刑法犯等検挙人員・人口比の推移



① 「刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等」においては、数年前から人口比において少年の方が成人に比し少なくなっている。ただし下記図②のように「刑法犯」では人口比においてはまだ成人より高いが、従前に比しその差は大きく小さくなっている。

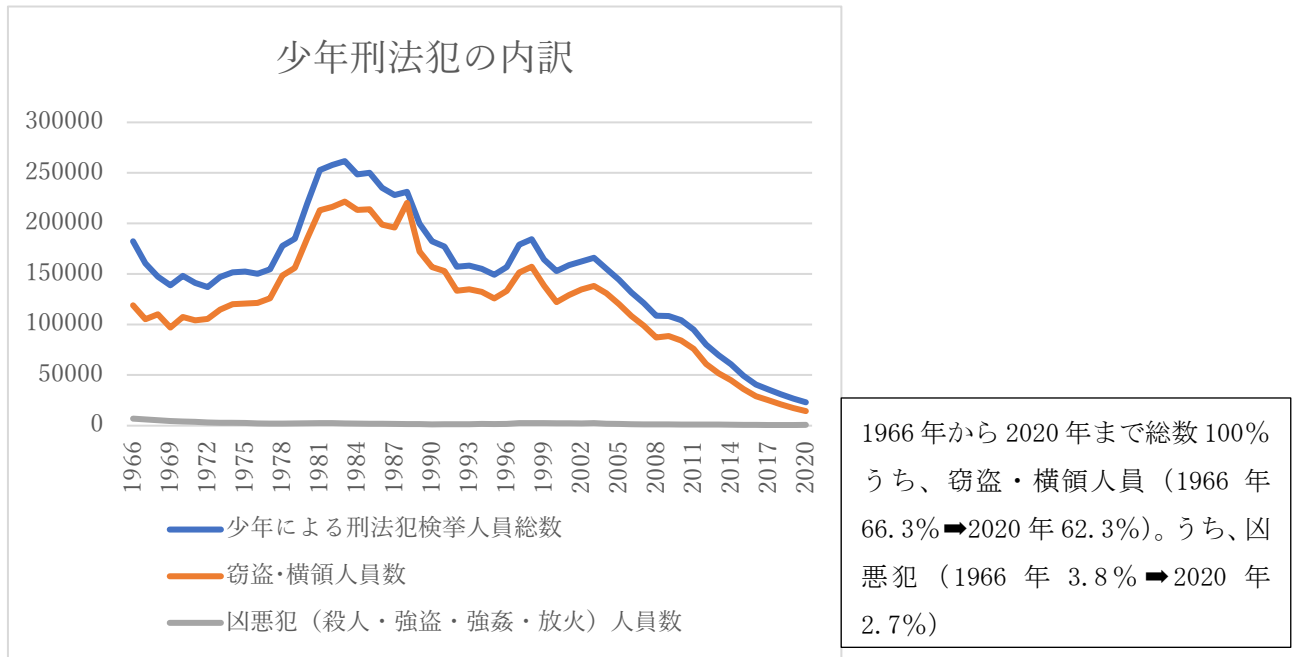


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
3 触法少年の補導人員を含む。
4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。
5 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。
6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

2 少年刑法犯の内訳

・少年非行の大部分は窃盗・横領・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

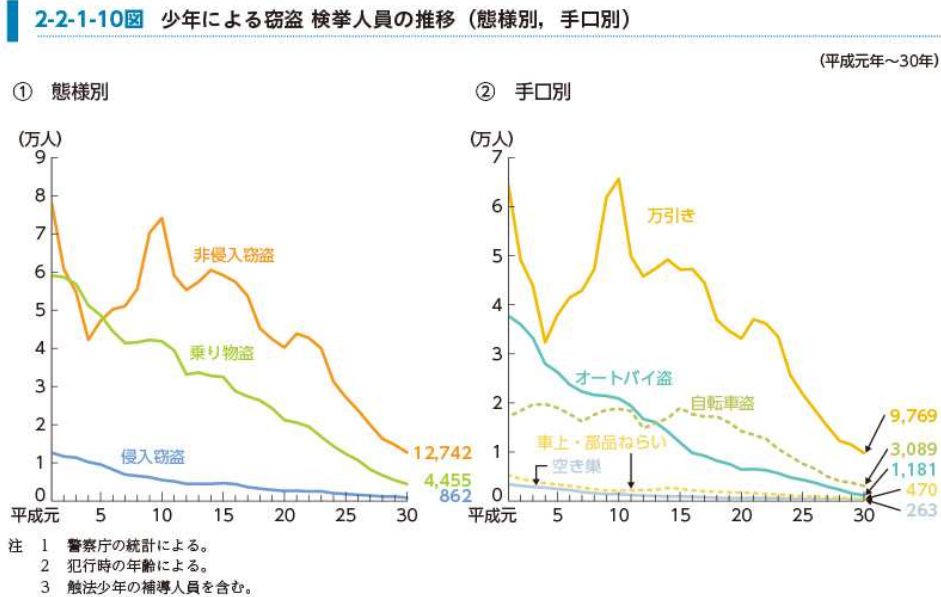
図2 少年による刑法犯検挙人員の内訳（暦年の犯罪白書より作成・・・ただし2015年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数値が出されていた）



少年刑法犯に占める凶悪犯の比率と窃盗・横領（ほぼ占有離脱物横領）の比率である。凶悪は2006年から2011年まで1%以下が続いていたが、昨今やや高まっている（1966年 3.8% → 2017年 1.8%、20年 2.1%とやや高まっている）。窃盗・横領の比率（1966年 66.3% → 2020年 62.3%）は2010年まで80%超えがずっと続いていたが、2012年から70%台に、2018年から60%台になっている。すなわち、窃盗・横領の比率が従前に比し減り凶悪犯の比率がやや増えて入るが、これは少年刑法犯検挙人員全体が大きく減少してことと関係しているのではないかと考えられる。ただ依然として6割超えが窃盗・横領であり、少年刑法犯検挙人員は、窃盗・横領の検挙人員数の増減で左右されることがわかる。

図3（犯罪白書（2019年版 2-2-1-10 図）のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

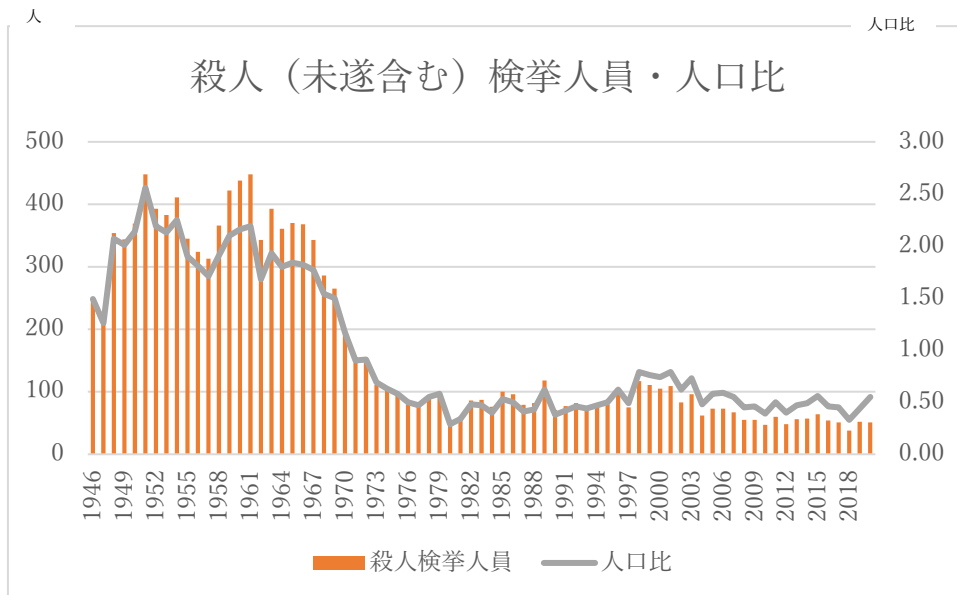
図3 少年による窃盗検挙人員の推移（犯罪白書 2019 年版 2-2-1-10 図より）



3 凶悪化はあるのか

図4 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）

・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値

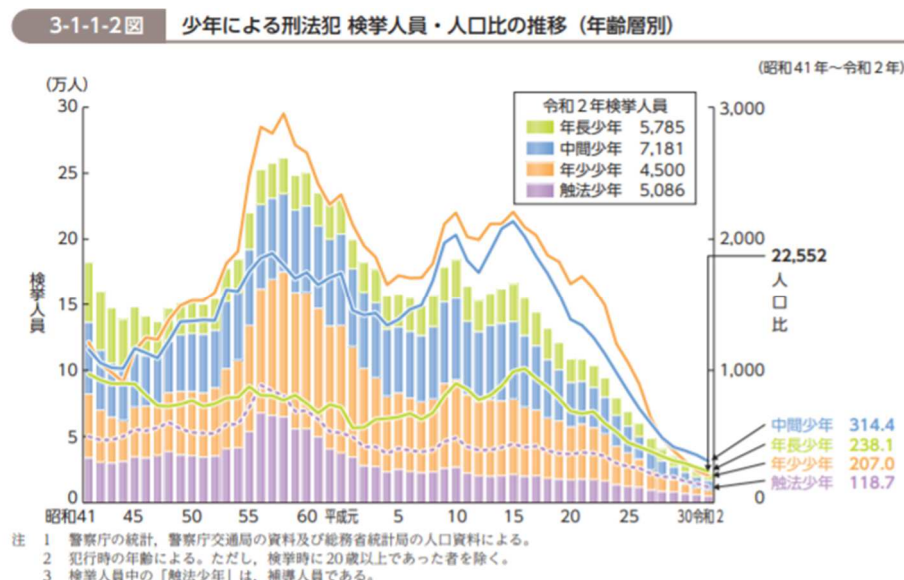


4 低年齢化はあるのか

(1) 刑法犯検挙人員の年齢別人口比の推移

図5のように、年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様である。ただし下記図6及び図7も参照のこと。

図5 少年による刑法犯検挙人員・人口比の推移（犯罪白書 2021 年版 3-1-1-2 図）

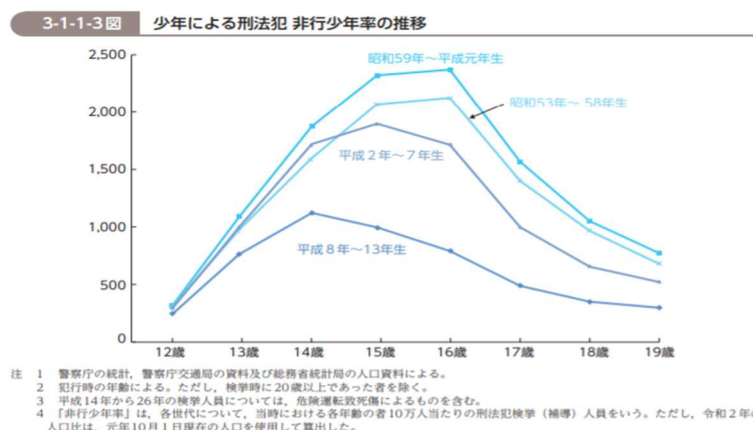


(2) 非行のピーク

非行のピークは、以前は14歳だった。近年はそのピークがずれてきており、16歳がピークになっていた（図6）が、再び最新データでは14歳がピーク（図6）犯罪白書 2021 年版 3-1-1-3 図）になっている。

暦年の犯罪白書では「少年による刑法犯検挙人員の就学・就労状況構成比」が掲載されている。1975年から1980年までは高校生が中学生より多くトップ、1981年から1987年にかけて中学生が高校生より増えトップになったが、以後再び高校生がトップになっている（犯罪白書 2019 年版のエクセルデータ参照。ただしこのデータには触法少年は入っていない。表1を参照のこと）。図7にあるように、今日も高校生がトップである（犯罪白書 2021 年版の 3-1-1-5 図。この図にも触法少年は入っていない）。触法少年をカウントすれば、当然中学生はもっと増えるはずである。ただ、いつの時代でも、16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている（図6）。

図6

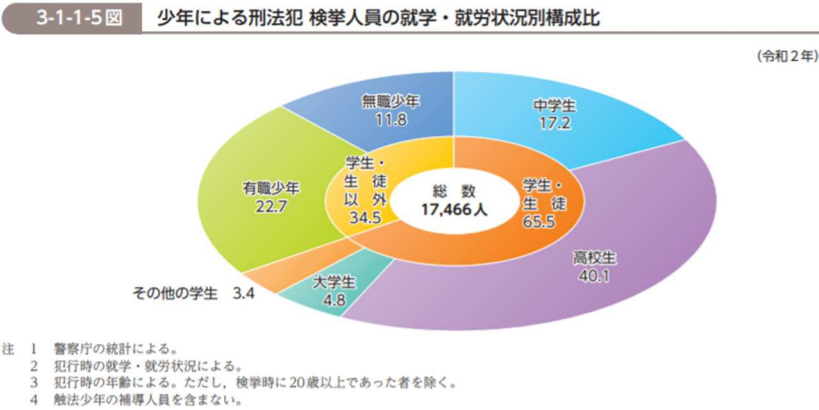


いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている。

表1 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比（犯罪白書 2019 年版より作成）・・・触法少年は入っていない

年	総数（人）	中学生（％）	高校生（％）	大学生（％）	その他の学生（％）	有職少年（％）	無職少年（％）
2005	123,715	27.8	43.3	4.6	3.4	9.1	11.9
2006	112,817	27.9	42.4	5.2	3.2	9.8	11.6
2007	103,224	29.6	41.4	5.2	2.8	10.2	11.0
2008	90,966	31.0	39.8	5.0	2.5	10.7	11.0
2009	90,282	33.2	38.6	4.8	2.2	9.2	11.9
2010	84,846	32.8	39.5	4.9	2.3	9.1	11.4
2011	77,696	33.1	39.0	4.7	2.3	9.5	11.4
2012	65,448	31.9	38.4	4.7	2.5	11.1	11.3
2013	56,469	32.7	37.2	4.2	2.3	12.3	11.2
2014	46,361	31.8	36.6	4.2	2.7	14.1	10.5
2015	38,921	28.1	37.7	4.9	2.5	15.9	10.9
2016	31,516	25.3	37.8	5.3	2.8	17.5	11.2
2017	26,792	23.2	38.1	5.7	2.9	18.4	11.7
2018	23,489	19.7	39.0	5.8	3.2	19.6	12.6

図7 少年による刑法犯検挙人員の就学・就労状況構成比（犯罪白書 2021 年版の 3-1-1-5 図より）

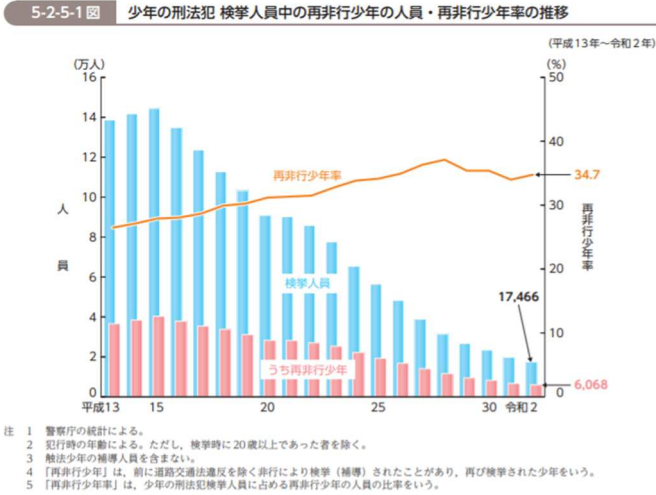


5 再非行率、再入院率等は？

(1) 検挙人員に占める再非行少年の人員・比率

図8 少年の刑法犯検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移（犯罪白書 2021 年版図 5-2-5-1 図より）

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率である。
・・・昨今「少年の再犯率が高くなって



いる」とセンセーショナルに報道されたことがあるが、少年全体の再犯率が高くなったのではない。**図 8**のように検挙される少年の人員が全体に減少しているから再非行の少年の割合が増えているだけである。

(2) 保護観察対象少年の再処分率

ここでいう保護観察対象少年とは少年法 24 条の保護処分としての保護観察（1 号観察）と少年院を仮退院した後収容期間の満了日まで、または本退院までの期間受ける保護観察（2 号観察）の 2 種である。

図 9 保護観察対象少年の再処分率の推移（犯罪白書 2021 年版 5-2-5-5 表より）

5-2-5-5 表 保護観察対象少年の再処分率の推移										
(平成 23 年～令和 2 年)										
① 保護観察処分少年										
年 次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
23 年	16,067	16.8	0.1	—	0.4	0.1	0.6	8.6	7.0	0.1
24	15,614	18.8	0.2	—	0.5	0.2	0.8	9.2	7.9	0.1
25	14,333	17.6	0.1	—	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1
26	13,782	16.4	0.2	—	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	—	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	—	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	—	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,557	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.5	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2

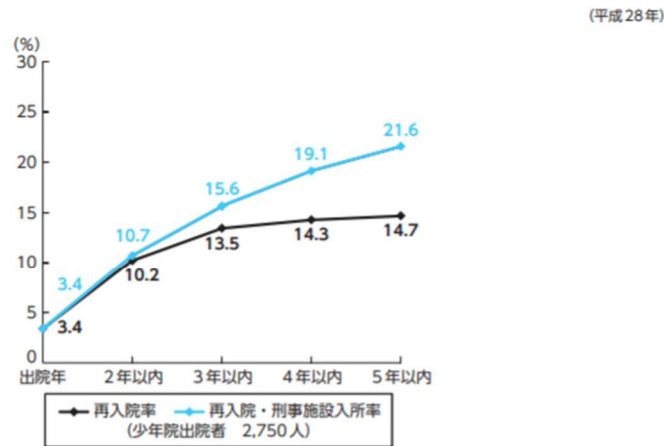
② 少年院仮退院者										
年 次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通			
23 年	3,882	18.9	0.2	—	0.2	0.2	0.5	12.6	5.1	0.1
24	3,681	23.1	0.1	—	0.3	0.1	0.6	15.9	6.1	—
25	3,354	21.2	0.2	—	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1
26	3,312	20.8	0.3	—	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	—
27	3,250	20.4	0.1	—	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	—	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	—	—	0.2	—	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	—	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	—	0.1	—	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	—	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0

注 1 保護統計年報による。
2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法 211 条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係 4 法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

(3) 少年院出院者の再入院率と再入院・刑事施設入所率

図 10 犯罪白書 2021 年版 5-2-5-5 表より

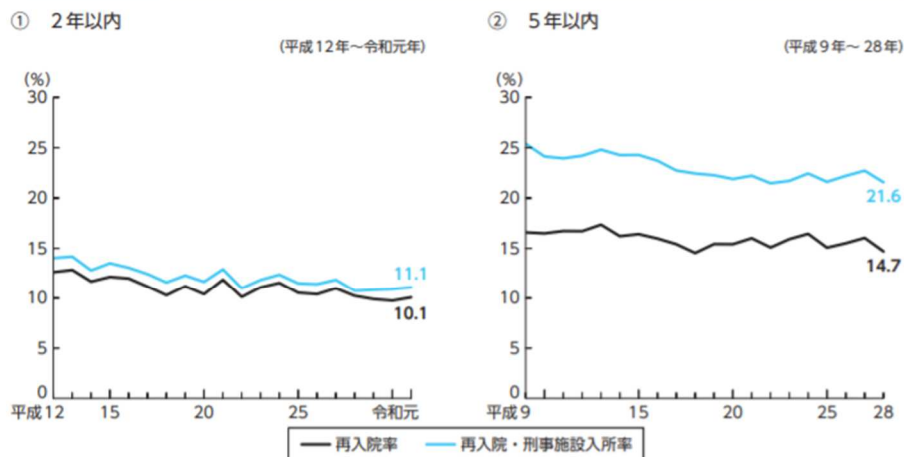
5-2-5-3 図 少年院出院者 5 年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率



- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、平成 28 年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和 2 年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成 28 年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和 2 年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

図 11 2 年以内、5 年以内の上記（犯罪白書 2021 年版 5-2-5-4 図より）

5-2-5-4 図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



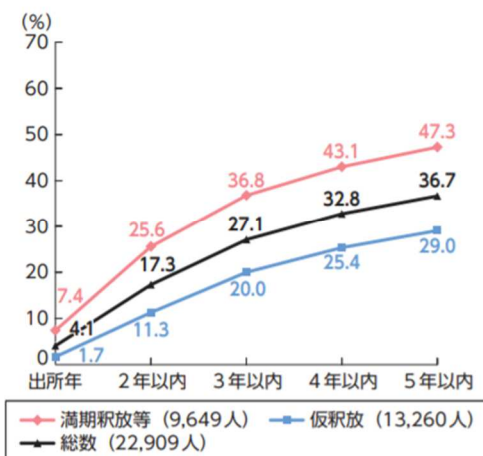
- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を 1 年目として、①では 2 年目（翌年）の、②では 5 年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を 1 年目として、①では 2 年目（翌年）の、②では 5 年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

【参考】 刑務所出所者の再入率（犯罪白書 2021 年版より）

5-2-3-6 出所受刑者の出所事由別再入率

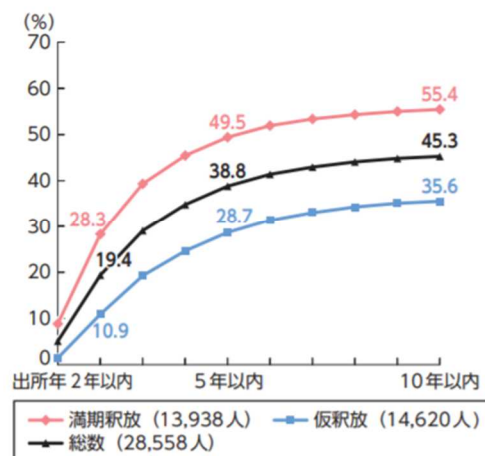
① 5年以内

(平成28年)



② 10年以内

(平成23年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では平成28年の、②では23年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。